

令和3年第11回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年11月11日（木） 午前9時30分～午前10時40分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1 番：中川 光春	2 番：道園 浩二	3 番：田口 昭広
4 番：小島 政文	5 番：尾上 春樹	6 番：告宮 幸一
7 番：塚本 壽	8 番：山田 和治	9 番：寺本 眞理子
10 番：井川 輝征	11 番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1 番：本郷 昭博	2 番：牧 正徳	3 番：松岡 哲治
4 番：矢野 解光	5 番：田口 宗一	6 番：下崎 省一
7 番：宮島 正文	8 番：坂口 恵美子	9 番：藤井 雅史
10 番：小崎 良一	11 番：木川 保	12 番：一川 清
15 番：渕上 米作		

（欠席：2名）

13 番：西村 隆	14 番：草野 義雄
-----------	------------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：山川 茂夫	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第34号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第35号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	議案第44号	事業計画変更承認申請書審議について
日程第4	議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第46号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第48号	農用地利用集積計画の審議について
日程第8	議案第49号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和３年第１１回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員及び〇〇推進委員から欠席報告があっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、５番の〇〇委員、８番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第３４号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の１ページをお願いします。 報告第３４号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第３４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第３４号については、これで終わります。 次に、報告第３５号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 報告第３５号、農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。

	1 番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 3 5 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 3 5 号については、これで終わります。 次に、議案第 4 4 号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 4 4 号、事業計画変更承認申請書審議について。 農地法に係る事務処理要領第 4 の 7 (3) のエの規定に基づき、事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 これは、農地法第 4 条または農地法第 5 条の転用許可に基づく事業計画の達成が困難な場合で、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意見を決定し、県知事の承認が必要になるため、審議するものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、当初計画者・事業承継者の住所・氏名については、記載のとおりです。 事業計画変更事由は、当初計画では、自動車整備工場及び事務所を建築する計画に基づき、土地の造成及び所有者変更登記を済ませていたが、新型コロナウイルス感染症による事業受注の減少及び令和 2 年 7 月豪雨により、予定どおり事業を進めることができず、併せて 7 月豪雨により居宅が被災し、同じ場所への再建は土砂災害警戒区域内に該当することから困難であるため、今回事業計画変更するものです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、八幡地区農村集落センターの南西側、約 5 0 m の場所で、①・②の斜線部分が今回の変更計画地です。 総会資料の 2 ページをお願いします。 申請に係る事項については、先ほどの説明及び記載のとおりです。 事業計画変更についての意見決定は、下の表の検討事項 a ～ f により判断することになります。

	記載してある意見決定の理由のとおり、変更後の事業計画が変更前と比べて、必要性及び緊急性があると認められること。資金計画・事業計画から転用行為が確実に見込めること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本事業計画変更の承認申請は適当であると思われます。 なお、転用の詳細については、議案第４７号農地法第５条の許可申請書審議で説明します。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を７番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	この件については、以前から転用申請のある場所ですが、既に総会で可決されています。その中で問題となるのは、前回の説明で事務局の方から、農地の広がり第１種農地ではないと言われましたが、調べたところ、一部の水田が含まれていませんでした。地図を見せていただきましたけれども、その場所が外してありました。同じ平面で河川と県道に挟まれている場所ですが、何故、外してあるのかわかりません。もう一つ、水路というのは町のものだと言われて、町のものだということであれば、改修等に受益者負担が出てくるのは何故か。説明していただきたいと思います。 また、水利組合としてはまだ、何も話が届いていないという状況ですので、賛否については、後で表明します。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先日、事務局と現地確認に行きまして、事務局からの説明のとおり何ら問題ないと思います。 あとは、地元の方で話し合っていて、解決していただければと思います。以上です。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４４号について、質疑ありませんか。 … ７番、〇〇委員。
〇〇委員	町からの答弁をお願いします。
議長	農業委員会総会で、直接関係のあることをお願いします。

〇〇委員	農業委員会として関係がないということではなく、農業委員会から提出された書類が第1種農地ではないということで、現地では一体として、第1種農地で見るのが当然じゃないのですか。何故そのように提案されたのかということです。
事務局	〇〇委員からの第1種農地ではないかという意見ですけれども、今までの経緯を説明しますと、平成19年に一時転用から始まっておりまして、その当時は高速道路の資材置場として利用するということでした。平成25年の第7回総会で入口の部分の転用許可が出ております。最初は、農地の広がりがあるのではないかとということで、まずは県と協議をしました。県の農地・担い手支援課と町で現地確認を行い、農地の集団性というところで、県道と河川で隔たれているため、外すべきじゃないかという判断から外させていただいております。それをもって当時は9.8haとなっており、許可が出たということです。それを受け、令和2年の第3回総会において、計画変更する前の農地転用が出されて、許可されているところです。もちろん、農業委員会の判断は大事ですが、最終的な判断については、県の兼合いもありますので、何ら問題ないと思います。以上です。
〇〇委員	今の話では、区分されているということでしたが、現地には兼丸川という川がありまして、幅2m程で大別されるほどではないと思います。 話では区別されたのが、平成19年ということでしたが、それより以前のことじゃないかと思います。
事務局	農機具等を容易に持ち運べるかどうかで判断されておりまして、そこに橋が架かっていれば、分断性が無いとみなします。平面的だと一角地として見られますが、農業経営上、分断してみるべきではないかという判断をされたと思います。
〇〇委員	橋は架かっております。私も今年、所有者に断りを入れてから通行しました。
議長	また、ご質問があれば受けますので、議事を進めさせていただきます。 それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、意義ありませんか。 (異議あり) 異議ありが1名で賛成が過半数以上ですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	次に、議案第４５号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第４５号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の３ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町立内野小学校の西側、約１５０ｍの５筆を含めた全部で１０筆になります。 現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、譲り受けた後も引き続き、水稻及び季節野菜を作付けし、適正に管理するということでした。 総会資料の４ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由は、譲渡人は、労力不足で耕作管理できないため、譲渡する。譲受人は、譲受し、農業経営を継続する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 ２番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の５ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、河原果樹共同給水施設の北東側、約２０ｍの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、譲り受けた後も引き続き、柑橘類を作付けし、適正に管理するということでした。 総会資料の６ページをお願いします。 契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理できないため譲渡する。譲受人は、譲受し、農業経営を継続する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

	以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。5ページをお願いします。 3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、道の駅あしきたでこぼんの東側、約50mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、譲り受けた後は、水稻やサラたま等を使った試験栽培を行い、農業発展に取り組むということでした。 総会資料の8ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、譲受人からの要望もあり譲渡する。譲受人は、譲受し、新たな栽培技術の確立や新規作物等の試験栽培を行い、農業発展に取り組む。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。 判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を10番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	先ほど事務局から説明があったとおり、贈与でありますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が説明されたとおりです。よろしくお願いします。
議長	2番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局、〇〇推進委員と現地確認に行きまして、事務局の説明どおりです。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先ほど〇〇委員が言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	3番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。

〇〇委員	事務局からの説明とおりです。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４５号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第４６号「農地法第４条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の６ページをお願いします。 議案第４６号、農地法第４条の規定による許可申請書審議について。 農地法第４条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 １番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は事務所・倉庫及び資材置場です。 総会資料の９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、金ヶ渚バス停の南側、約３００mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、既に転用済みで始末書が添付されております。申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の１０ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで自然透水となります。

総会資料の 11 ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がり約 2.5 ha です。

総会資料の 12 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、申請地の近くで事業を行っており、申請地は 20 年以上前に倉庫及び資材置場を設置したが、事務所を移転する際に転用申請を怠っていたことが判明したため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済であること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は通路です。

総会資料の 13 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町立田浦中学校の東側、約 200 m の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の東側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の 14 ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで自然透水となります。

総会資料の 15 ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がり約 1.6 ha です。

総会資料の 16 ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。

	●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、申請地の北側に隣接する農地が、後で説明する５条許可申請の宅地に転用予定であることから、東側に隣接する農地へ通路を確保するため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件を２番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	先日、事務局と現地を見てまいりました。 現地は既に埋め上げてありましたが、始末書も添付してあり、資材も綺麗にまとめて置いてありますので、周辺農地への問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	当日は、現地に行けませんでした。私の自宅近くであります。説明のあったとおりですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	２番の案件は私が担当委員ですので、私から説明します。 当日は、所用で行けませんでした。この場所は後の５条申請でも出ますが、通路ということです。何ら問題ないと確認しております。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と現地確認しました。 申請地周辺は、去年の水害等で浸かっております。何ら問題ないと思いますが、私としては、後の５条で出てくる隣接宅地が予定されておりますが、大雨の時に水害がありますから、できれば水路を幅広くしてもらえればと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４６号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」 を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 4 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会 の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番及び 2 番については、譲渡人・譲受人が同じ方のため、 まとめて説明します。 申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりで す。 転用目的は 1 番が個人住宅で、2 番は先ほど説明しました議案第 4 6 号農地 法第 4 条許可申請書審議の 2 番の案件と同じく通路です。 総会資料の 1 7 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、芦北町立田浦中学校の東側、約 2 0 0 m の場所で①が個人住宅、 ②が通路になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の東側に農地は 存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 1 8 ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。排水は個人住宅が合併浄化槽により、 資料下側の既存排水路へ排水し、通路は雨水のみで自然透水となります。 総会資料の 1 9 ページをお願いします。 農地区分図ですが、農地の広がり約 1. 6 h a です。 総会資料の 2 0 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約 1 0 h a 以上ないため、第 2

種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、持ち家が無いことから申請地に自宅を新築するため申請し、通路については、先ほど説明しました農地法第4条許可申請と同じく、東側の隣接農地へ通路を確保するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

使用貸借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

これは、先ほど説明しました議案第44号事業計画変更に伴う申請になります。

総会資料の21ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、八幡地区農村集落センターの南西側、約50mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の22ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽により、資料左側の既存排水路へ排水する計画です。

総会資料の23ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がり約9.7haです。

総会資料の24ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「借人は、令和2年7月豪雨により居宅が被災し、同じ場所への再建を検討したが、土砂災害警戒区域内に該当し困難であることから、申請地を借り受け、住宅を再建するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。８ページをお願いします。

地上権設定の部１番、申請地の詳細及び設定者・地上権者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は太陽光発電施設です。

総会資料の２５ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、湯浦諏訪神社の東側、約９０ｍの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の２６ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

総会資料の２７ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がり約０．５ｈａです。

総会資料の２８ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「事業計画者である地上権者は太陽光発電事業に取り組んでおり、設定者との協議の結果、まとまった面積を確保できる本申請地が最適であることから、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

以上で説明を終わります。

議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番と 2 番の案件は、私が担当委員ですので、私から説明します。 先ほどの 4 条許可申請の場所でございますが、本郷推進委員からありましたように、令和 2 年の水害の時に浸水いたしました。その辺を踏まえて排水については、しっかりしていただくようお願いしてあるとのことですよ。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	隣接している個人水路にかからないように、下がって埋め立てるということで、排水も町道側の水路へ排水するということですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	使用貸借権設定の部 1 番の案件を 7 番の〇〇委員からお願いします。
〇〇委員	水利組合との話がまだついていません。水利組合としては、改修・維持・管理に対して、相当な金額が必要ですので、協力を願いたいと思います。今回の話し合いの中では無理だったと感じています。以上です。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が申されたとおり、地元の問題は地元の方で、心ゆくまで話し合っ て解決してもらいたいと思います。よろしくお願いします。
議長	地上権設定の部 1 番の案件を 2 番の〇〇委員からお願いします。
〇〇委員	先日、事務局と一緒に現地を見てまいりました。 近くに農地がありますが、家庭菜園するほどの小さい農地です。太陽光発電についても、農地に影響するようなものではないと思っております。また、川も近くにありますが、今の時期は農地に使うほど、水は流れておりません。 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	当日は行けませんでしたので、説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 47 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

	お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議あり） 異議ありが 1 名、賛成が過半数以上ですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 地上権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 8 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 1 3 ページをお願いします。 議案第 4 8 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は再設定の 1 年間です。 賃借料等は備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。 議案書の 1 0 ページをお願いします。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。

	3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 10 年間です。 4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 10 年間です。 5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 48 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番については、〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席) お諮りします。 1 番について、意義ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員に入室をお願いします。 (〇〇委員、着席) 2 番について、意義ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、意義ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、意義ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。

	4 番について、意義ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、意義ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 9 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 1 1 ページをお願いします。 議案第 4 9 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。 次に、詳細について説明します。 総会資料の 2 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、古道公民館の北東側、約 2 5 0 m の場所になります。 総会資料の 3 0 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を載せています。 写真のとおり、現況は雑木や竹等が生い茂り、山林化しております。 資料の下側に現地確認の調査結果を記載しています。 現地確認の調査結果ですが、雑木等が生い茂り山林等の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員委お願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 1 0 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	〇〇委員、事務局と現地確認しました。 資料の写真にあるように、農地としての様相をしておりません。よって、説明のあったとおり、非農地として判断していただきたいと思います。

	よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	この場所は急傾斜地で、この場所へ行くには何かにつかまってないと行けないような所です。 私たちが子どもの頃から、何が作付けされていたか覚えていません。 完全な雑木で、かなり大きなものとなっています。 問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第４９号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。